明治三十二年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

国家試験

精神保健福祉士国家試験の施行
（厚生労働省）　一
精神保健福祉士試験委員の公告（同）　三
社会福祉士国家試験の施行（同）　四
社会福祉士試験委員の公告（同）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　六

特殊法人等
独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定平成二十七事業年度決算、平成二十七事業年度・年度財務諸表（独立行政法人国立印刷局・独立行政法人家畜改良センター・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構・国立研究開発法人農業生物資源研究所・国立研究開発法人農業環境技術研究所・独立行政法人種苗管理センター・独立行政法人経済産業研究所・国立研究開発法人土木研究所、独立行政法人国立研究開発法人建築研究所・国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録・工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、東日本高速道路株式会社工事開始、特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一九
会社その他
会社決算公告　二七

官庁報告

国家試験

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第19回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成28年８月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　試験期日　平成29年１月28日（土曜日）及び29日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験科目　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行財政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行財政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度の試験が免除される。

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は163問、総試験時間数は275分とする。

⑶　出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者（平成29年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者（平成29年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に掲げる科目）であること。

ただし、法第７条第４号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑱までに掲げる科目とする。

①　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち１科目
②　現代社会と福祉
③　地域福祉の理論と方法
④　社会保障
⑤　低所得者に対する支援と生活保護制度
⑥　福祉行財政と福祉計画
⑦　保健医療サービス
⑧　権利擁護と成年後見制度
⑨　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
⑩　精神疾患とその治療